

経営者によりそうパートナー

みどり通信 4月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第275号 2023. 4. 5



三条北バイパス 千代橋にて 4/4撮影

CONTENTS

● ひと言発言	コロナ禍、様々な経営改革で…	P 1
● 税務	GビズIDとは	P 3
● 今知っておきたい相続の話	相続財産調査	P 5
● 生命保険	中小企業倒産防止共済制度	P 9
● 事務所からのお知らせ		P 10
● 営業カレンダー、休業のご案内		P 10
● あとがき		P 11

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

コロナ禍、様々な経営改革で 乗り切られている事例の数々…

今朝3日の日経MJ紙に、令和4年度の優良食料品店表彰を受賞された54店が掲載されていました。

その中でも、3店が農林水産大臣賞に。その3店は、「フードショップヤマニシ(岐阜・中津川)」、「青果鈴テツ(東京・中野)」、「菓匠庵白穂(大阪・東大阪)」。



「フードショップヤマニシ」は、テレビやLINEニュースなどで情報収集し、気になった食品を百貨店やネットショップから取り寄せ試食。店長自身が美味しいと思ったものを扱い、週1回発行する新聞折込広告のコラムでおすすめ商品として紹介するなどの取り組みをされているとのこと。

また、自家製の味噌づくりをやめた家庭から木樽を受け取り、味噌造りも行っているそうです。さらに地味噌とともにできる地たまりを生かし、鶏肉を漬け込んで自家製「鶏ちゃん」の製造販売も。

「青果鈴テツ」は、店舗隣接地にテント張りのオープンマルシェを開始。コロナ禍で密な空間を避けられた時期に顧客の支持を集めたとのこと。また、メール会員に週3回の配信も。

メールに入れた合言葉をレジで伝えることで割引価格で購入できるといった顧客と店員のコミュニケーションを増やすなどの工夫もされているそうです。

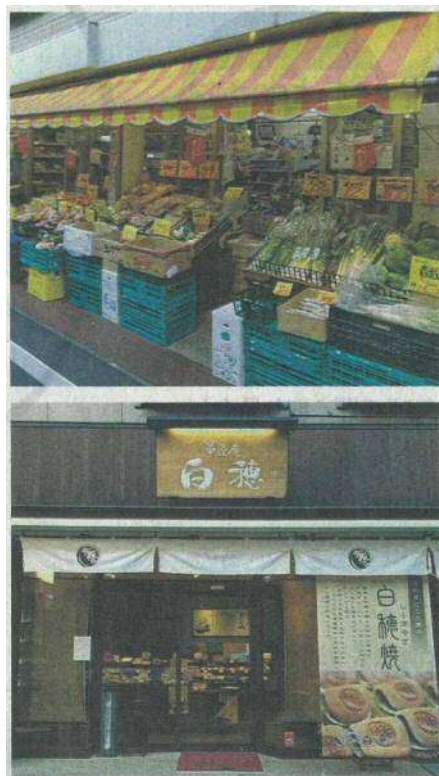
「菓匠庵白穂」は、オンリーワンの和菓子作りを進めていて、「きっと日本一大きいいちご大福」「新玉ねぎパイ」など従来の和菓子の概念にとらわれない和菓子作りを進めている点などが評価されたそうです。

このほか、農林水産大臣官房長賞に6店、日本経済新聞社賞に6店、日本政策金融公庫総裁賞に6店、食品等流通合理化促進機構会長賞に31店、食品等流通合理化促進機構会長奨励賞に2店が選ばれています。

新潟県では、「阿賀野市の京ヶ瀬豆腐まめ工房いとう」、「新潟市の有限会社角屋悦堂」、「新潟市の有限会社新潟森林農園」、「阿賀町のRefelli（レフェリ）」が受賞されていました。

コロナ禍、様々な経営改革で乗り切られている事例の数々。大いに参考にしたいものです。

受賞された54店舗のみなさん、本当におめでとうございます。



<https://www.ofsi.or.jp/concours/rireki/jyusyou32/>

さて、本日の致知「1日1話、読めば心が熱くなる365人の生き方の教科書」は、久松シソノさんの「己の如く人を愛せよ」です。長崎での被爆体験での人としての生き方・・・。

余命3年の宣告を受けていた体の極限状況下で自分の身を顧みることなく、呼吸が苦しくなってもふらふらの足で何回も立ち上がっては救護にあたられた姿。スゴイ、のひと言です。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の4月3日掲載のものです。

Gビズ I D

■ Gビズ I Dとは

Gビズ I Dとは、企業から国への申請に関わる複数の行政サービスを、ひとつのアカウントでの利用を可能とする認証システムです。Gビズ I Dのアカウントを取得することで、従来のjGrantu(補助金申請システム)や保安ネットに加えて、社会保険手続きの電子申請(2020年4月1日公開)といった複数の行政サービスを利用できます。

■ Gビズ I Dで利用できる行政サービスとは

特定の法人では、一部の社会保険手続きの電子申請が義務となっており、またその他にも補助金申請を含むシステムなどで利用が拡大されています。

Gビズ I Dで利用できる行政サービス一覧

行政サービス	詳細
jGrants	公募から事後手続きまでワンストップで全プロセスをデジタル化した申請システム
社会保険手続きの電子申請	厚生年金保険の申請手続きが可能。特定の法人を対象に一部手続きは電子申請が義務
保安ネット	産業保安・製品安全分野の一部手続きをインターネットで提出するサービス
農林水産省共通申請サービス	農林水産省の電子申請手続きサービス
ミラサポplus	中小企業向け補助金・支援に関する電子申請サイト
省エネ法定報告書情報提供システム	特定事業者等向けに省エネ取組みに有用となる情報を提供するシステム
鉱業原簿登録更新サイト	鉱業原簿登録更新が電子申請できるサービス
経営力向上計画申請プラットフォーム	経営力向上計画の申請・報告手続きのサポートシステム
IT導入補助2023	ITツールを導入する経費の一部を申請するサービス
情報処理支援機関【スマートSMEサポーター】認定制度	ITベンダー等のIT導入支援者を「情報処理支援機関」として認定する制度
認定経営革新等支援機関電子申請システム	経営革新等支援機関としての認定を受けるための申請手続きをオンラインでおこなえるサービス
食品衛生申請等システム	食品リコール情報の公開、営業許可申請・届出を電子申請ができるサービス
DX推進ポータル	企業のDX推進のための各種支援の電子申請手続きができるサービス
事業継続力強化電子申請システム	業継続力強化計画の申請・届出をする為の電子申請システム
Gビズフォーム	デジタル庁が受け付ける各種電子申請が可能なポータルサイト

■ G Biz I Dの取得方法

G Biz I Dは3種類のアカウントがあり、各行政システムで利用するアカウントの種別が異なります。審査を要するgBizIDプライムの場合、原則として約2週間を要するため、余裕を持った対応がおすすめです。

●アカウント登録に必要なもの

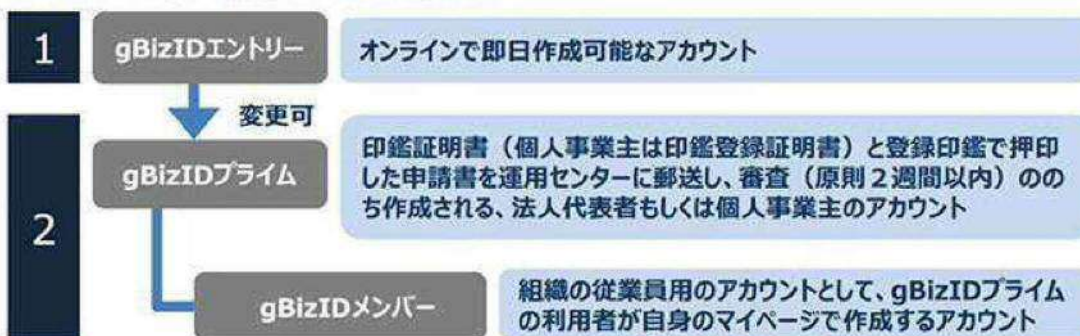
G Biz I Dを利用するには、次のものがが必要です。

アカウント 種別	メールアドレス (アカウントID) 	操作端末 	プリンター 	印鑑証明書と 登録申請書 	スマートフォン もしくは 携帯電話※ 
gBizIDエントリー	○	○	×	×	×
gBizIDプライム	○	○	○	○	○
gBizIDメンバー	○	○	×	×	○

※PHSはご利用いただけません。

●アカウント体系

G Biz I Dには次の3種類のアカウントがあります。



【引用】 __ G Biz I D クイックマニュアル | デジタル庁 (https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf)

アカウントの種類により作成方法が異なり、マニュアルが展開されています。

今後も利用できるサービスの拡充や電子申請の義務化も進んでいくことが想定されます。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法対応に向けたシステムの導入に関連して、IT導入補助金を申請する際には、このG Biz I Dは必須となります。取得がお済みでない方は、内容のご確認、取得手続きについてぜひご検討ください。

担当：堀内 勇一

相 続

今知っておきたい相続の話

その32『相続財産調査』

<Q>

先月、夫が他界しました。夫は、自分の財産は自分で管理していたので家族は何がどこにあるのかまったく把握してておりません。

具体的に、どのような形で夫の相続財産を調査をしたらよろしいでしょうか。アドバイスをお願いします。

<A>

相続財産調査とは、亡くなった人が保有していた財産を全て洗い出し、財産額を確定させることです。

<相続財産調査を行う目的は3つ>

1. 遺産分割協議で必要になるため

複数の相続人がいる場合は、遺産分割協議で財産の分け方について話し合いをしなければいけません。そのためには遺産分割の対象となる財産を事前に確定しておく必要があります。

2. 相続放棄するか判断するため

相続人が財産を承継したくない場合は、一切の相続財産を受け継がない「相続放棄」をすることができます。これは主にマイナスの財産が多いときに活用できる制度です。相続放棄をするかどうかを適切に判断するために、財産の全容を明らかにしないといけません。



※ 相続財産調査は3ヶ月以内に終わらせるべき

財産調査は相続が始まってから3ヶ月以内に終わらせなければいけません。なぜなら相続放棄の申出期限は相続があることを知ってから3ヶ月以内であるからです。

3. 相続税申告を正しく行うため

財産の時価額が一定額以上（3000万円＋法定相続人の数×600万円）になると相続税が課せられます。しかし相続財産を全て洗い出さないと相続税申告が必要かどうかを正しく判断できません。そして申告内容にも不備が生じて、追徴課税が課せられるリスクも高まります。

<何が相続財産になるかを把握する>

1. プラスの財産

現金・預貯金・不動産・貴金属・美術品・国債
株式・車・貸付金・家財道具
生命保険金（※1）・死亡退職金（※2）等

※1 相続人が取得した死亡保険金は、法定相続人×500万円まで非課税

※2 相続人が取得した死亡退職金は、法定相続人×500万円まで非課税

2. マイナスの財産

借入金、未払金、預り金 等

<財産を探し出す具体的方法>

1. 代表的な保管場所を探す

- ◎カバン
- ◎財布
- ◎過去の郵便物
- ◎棚
- ◎引き出し
- ◎金庫（貸金庫を含む）
- ◎食器棚
- ◎冷蔵庫
- ◎仏壇

2. 通帳の過去の入出金内容を確認する

通帳には入出金履歴が記帳されているので、そこから他の相続財産の情報をつかむことができます。

通帳がない場合は金融機関から取引履歴を取り寄せて確認することもできます。

3. パソコン・スマホを確認する

亡くなった人がパソコン・スマホを所有していた場合は、財産やその他の情報もその中に詰まっている可能性が高いです。

4. 不動産：名寄帳(固定資産課税台帳)を取得する

名寄帳とはその人が所有している不動産を一覧にまとめたもので、固定資産税の納税通知書には載っていない墓地や私道などの非課税不動産も調べることができます。

<財産目録を作成する>

財産の数が多いときは、財産の全容を正確に把握し遺産分割協議書作成のため、財産を一覧にした財産目録を作成することをおすすめいたします。

◎現金の調査について

相続税の税務調査でよく指摘を受けるのは、現金等の金融資産の計上もれと言われています。

・タンス預金

タンス預金とは、被相続人の預金口座から現金を引き出し自宅のどこかに保管してあるお金のことを言います。

過去10年分前後の銀行預金の入出金の動きを把握することでそのお金の流れの不自然な動き等から探し出すヒントになることもあります。

また、亡くなられた方の生前の収入ベースから財産が極端に少ない場合は特に財産の計上漏れがないか注意が必要です。

・名義預金

「名義預金」とは、「実際のお金の持ち主とは違う人の名義で預けられている預金」のことを言います。

具体的には、生前贈与のために子ども名義の銀行口座を作ってお金を積み立てていたり、仕事をしていない配偶者名義の銀行口座にお金を移していた

りする場合等で名義預金となる場合があります。

名義預金とは、「亡くなられた方の名義ではないけど亡くなった方の財産に含めなければならない預金」のことをいいます。

次のようなケースの場合、名義預金と判断されることとなります。

①通帳と印鑑の管理を、名義人ではなく、お金の出し手が行っている

通帳や印鑑の管理を名義人が行っていない場合、そのお金は「本人が自由に使えるものではない」ため、名義預金ではないかと疑われます。

②名義人が、その銀行口座のことを知らない

自分のお金を預けた銀行口座のことを、その本人が知らないというのはまずありえません。そのため、名義人本人が存在を知らない銀行口座は名義預金として、被相続人の財産とみなされます。

③贈与された財産ではない

口座に入っている預金が、本人の収入ではなく、誰かから贈与されたものでもない場合、名義預金と判断されます。

贈与税の申告を行っていない場合は、贈与された財産という明確な証拠がないため、名義預金とみなされることがあります。

名義預金の有無については、特に注意が必要です。

いずれにしても、相続が開始したら、早めに専門家への相談と着手をおすすめいたします。

詳しいことは、当事務所にお気軽にお問い合わせください。



今回のテーマ「中小企業倒産防止共済制度」

中小企業倒産防止共済制度とは、中小企業において取引先の倒産等により売掛金債権が回収困難となった場合に、貸付が受けられます。「もしも」の時の資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップし、連鎖倒産を防止するための積立制度です。

制度の5つのポイントをご紹介します。

<中小企業倒産防止共済のポイント>

① 掛金は、全額損金・事業所得の必要経費

月額 5,000 円～200,000 円の範囲内（5,000 円単位）で自由によべます。

前納で最大 240 万円（掛金月額 200,000×12 ヶ月）を損金・事業所得の必要経費に。

前納 240 万円の場合、前納減額金（割引金）が後日支払われます。

② 緊急時の資金調達

取引先の倒産など売掛金回収が困難な時に融資が受けられます（無担保・無保証人）。

上記の場合以外でも一時貸付金制度があります。

③ 解約時も 40 ヶ月以上の納付で 100%返戻

業績が悪い時には解約手当金を益金算入する対策が可能になります。

④ 掛金月額は、いつでも増減額可能

ただし、前納期間中は減額できません。

⑤ 解約手当金受領後であれば再加入も可能

同一会計期間内でも解約手当金受領後であれば、新規契約での再加入が可能。

掛金は 800 万円まで積み立てることができ、掛金に応じて最高 8,000 万円まで貸付を受けることができます。解約は任意のタイミングですることができますが、③にもある通り、40 ヶ月以上掛金を払わないと、解約手当金が 100%受け取れません。ポイントは、最低月額 5,000 円でも、とにかく早く加入することです。掛金月額はいつでも変更可能です。

前回紹介した小規模企業共済制度と同じ機関が運営する制度ですので安心して加入できる共済制度です。まだご加入されていない方はぜひこの機会に加入をお勧め致します。

制度に関する詳細（加入資格等）やご不明点等は担当者もしくは山口会計までお問い合わせください。

伊藤 寛峻

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



休業のご案内

当事務所は、
6月1日(木)～2日(金)を
休業させていただきます。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

あとがき

先日の春彼岸、ご先祖様と、恩師のお墓参りをさせていただきました。いつもよりも道中の交通量も少なく、また、お寺様に到着してもほぼ貸し切り状態。

天気も良く、とてもあたたかい日でしたので、雨降りや寒い日ならいざしらず、なんでこんなに人出が無く静かなのか・・・初めはさっぱりわかりませんでした。が、お参りを済ませた後に恩師の奥様のところに訪問した際に、全てを理解しました。

出迎えの挨拶もそこそこに、「村神様が、最後に打ってくれて、遂に転したのよ！！」と。

そうです。先日優勝した侍ジャパン、WBCの準決勝メキシコ戦の日でした。興奮冷めやらないその様子に、どうりで随分と世の中が静かなわけだと納得しました。

歴史的瞬間をリアルタイムでは見られませんが、かわりにいつも以上にゆっくりと今までの感謝をご報告することができ、今の自分がいろいろな皆様のご縁で今に至っている事をあらためて再確認させていただきました。

西 丸 保 幸

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp

